

令和8年度

結婚新生活 支援事業補助金

これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に
結婚に伴う新生活のスタートにかかる費用(家賃・引っ越し費用など)の支援を行います。

婚姻日における年齢が
夫婦ともに29歳以下の場合
一世帯あたり

最大60万円

婚姻日における年齢が
夫婦ともに39歳以下の場合
一世帯あたり

最大30万円

対象経費

婚姻を機に、令和8年4月1日から
令和9年3月31日までの期間に支払った費用

- ①住宅取得費用
- ②住宅リフォーム費用
- ③住宅賃借費用
- ④引っ越し費用

※対象外・条件などがあります。
詳しくは裏面をご覧ください。

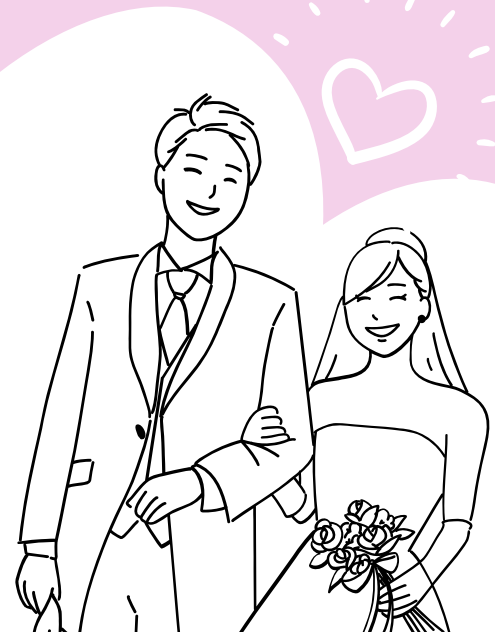
申請期限：令和9年3月5日

※令和9年3月31日までに支払う費用がある場合は、
令和9年3月5日までに定住促進課へご相談ください。

【吉備中央町 定住促進課】 ☎0867-34-1116

〒709-2398 岡山県加賀郡吉備中央町下加茂1073-1

teijyu@town.kibichuo.lg.jp



補助金の額

①	最大60万円	夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯
②	最大30万円	夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下の世帯

＼へそっぴーも応援しています！！！！／



対象経費

婚姻を機に、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間
(以下「対象期間」という)に支払った次の費用

	対象になるもの	対象にならないもの
住宅取得費用	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間または、婚姻日から起算して1年以内に町内で取得した住宅のご購入費 	<ul style="list-style-type: none"> 土地購入代・光熱費設備・備品購入及び登記に要した費用
住宅リフォーム費用	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間または、婚姻日から起算して1年以内に町内の業者でリフォームする際に要した費用 	<ul style="list-style-type: none"> 倉庫、車庫の工事費用・門、フェンス、植栽等の外構の工事費用・エアコン、洗濯機等の家電購入・設置にかかる費用 町外の建築業者が主たる施工業者(元請業者)の改修工事
賃貸住宅の諸費用	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間に町内で新たに賃貸した物件の家賃・敷金・礼金・共益費及び仲介手数料 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅手当分に相当する額(勤務先から住宅手当が支給されている場合) 賃貸人が新婚世帯の夫婦いずれか一方と3親等以内の親族であるもの
引越し費用	<ul style="list-style-type: none"> 対象期間に町内に引越しをする際、引越し業者又は運送業者へ支払った費用 	

補助対象

●令和8年1月1日以降に婚姻届を提出し、受理された夫婦のうち、次のいずれにも該当すること

- 婚姻届受理日において、夫婦共に年齢が満39歳以下であること
- 夫婦共に町内に居住・住民票があること
- 前年の夫婦の所得の合計した額が500万円未満
※貸与型奨学金の返済を行っている場合、貸与型奨学金の年間返済額を控除
- 町長が別に定める講座を受講していること
- 交付を受けようとするリフォーム、家賃補助等について、町の他の制度による補助や国、県の補助を受けていない者であること
- 生活保護を受給していないこと
- 吉備中央町の町税等の滞納がないこと
- 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていないこと
- 暴力団関係者でないこと
- 本町に定住する意思があること



申請書以外にも提出が必要な書類があります。また、記載以外の条件等もありますのでまずは定住促進課へご相談ください。

【吉備中央町 定住促進課】 ☎0867-34-1116

〒709-2331 岡山県加賀郡吉備中央町下加茂1073-1 teijyu@town.kibichuo.lg.jp

